騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表

騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表			
特 定 建 設 作 業 の 種 類	騒 音	振動	県条例
	規制法	規制法	(騒 音)
くい打ち機を使用する作業			
1. 既製ぐい ア. もんけん → 該当しません	_	_	_
	—		<u> </u>
ウ. アースオーガー併用	O:X1	0	—
エ. その他	0	0	
	<u>×</u>	<u>~</u>	
くい抜き機を使用する作業			
1. 油圧式	0		
<u>- 1: 畑生ユ</u> - 2. その他	<u> </u>	0	
2. その他   くい打ち抜き機を使用する作業			_
1. 圧入式	<u> </u>		<del></del>
2. その他	0	0	_
びょう打機を使用する作業			
1. リベッティングハンマー	0		
2. その他 → 該当しません			_
さく岩機を使用する作業 ※2			
1. ブレーカ ア. 手持式	0		
イ. その他	0	0	—
	0		
空気圧縮機を使用する作業			
1. 電動式 → 該当しません	_	_	_
2. その他 ア. 15kW未満 → 該当しません			—
イ. 15kW以上 ※3	0		—
コンクリートプラントを設けて行う作業			
1. モルタル製造用 → 該当しません		_	_
2. その他 ア. 混練容量0.45m³未満 → 該当しません	—		
7. 混練容量0.45㎡以上	0		
アスファルトプラントを設けて行う作業			_
1. 混練重量200kg未満 → 該当しません			
2. 混練重量200kg以上	0		_
鋼球を使用する作業		•	
1. 工作物の破壊作業		0	0
2. その他	_		0
舗装版破砕機を使用する作業			
1. ハンマを落下させるもの ※2		0	<del></del>
2. その他 → 該当しません	_	_	_
コンクリートカッターを使用する作業 ※2	_	_	0
掘削機を使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械			0
2. 環境大臣が指定していない機械	0	<b></b>	
トラクターショベルを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	_	_	0
2. 環境大臣が指定していない機械	0	_	—
ブルドーザーを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	_	_	0
- 1. 塚境八年が1月2071818 2. 環境大臣が指定していない機械	0		<u>×</u>
(注)※1 打ち込み作業を伴うものに限ります。			

- (注)※1 打ち込み作業を伴うものに限ります。
  - ※2 移動作業の場合、1日における2地点間の最大距離が50m以下のものに限ります。
  - ※3 さく岩機の動力として使用する作業を除きます。
  - ※4 当該作業において、作業を開始した日に終わるものについては、除かれます。